

2021年6月5日

NCホールディングスが6月1日公表した  
「TCSホールディングスより株主の皆様宛に送付されたはがきに関するお知らせ」に対する当社の見解

TCSホールディングス株式会社

本年6月1日、NCホールディングス株式会社(以下「NCHD」といいます)が自社HP上で公表した、「TCSホールディングスより株主の皆様宛に送付されたはがき(以下「はがき」といいます)に関するお知らせ」に関し、当社見解を以下の通りお知らせ致します。

また、本お知らせにおいて、NCHDが事実とは異なる情報を公表したことは甚だ遺憾でありますと共に、NCホールディングス株主様におかれましては、正確な情報のもと、適切なご判断をお願い申し上げます。

### 1. NCHDの「はがきに関するお知らせ」に対する当社反論

当社が「はがき」において、M&Aを巡る対応において取締役3名の不適切な行為が明らかになったと記載したことに対して、NCホールディングスは事実無根であるとの主張をしておりますが、当社が本年5月19日に開示しました「NCホールディングス株式会社取締役会による当社株主提案への反対意見に関する当社考え方について(詳細版)」に記載しております通り、「連判状のような書面」に実際に記載されていた内容(下記)に基づくものであります。

#### 「連判状」の内容

相手方の代表者ではない役員に対し、

- (1)相手方にNCHDとのM&Aに賛成させるように説得させるものの、
- (2)相手方とNCHDとのM&Aが成就しなかった場合には、当該相手方の従業員を引き連れてNCHDの関係会社に就職させ、
- (3)当該役員がNCHDの関係会社において一定の条件を満たした場合には、事業譲渡又は会社分割により「新会社」を設立して当該役員が株式を保有し、別途独立して上場を目指すこと等が記載され、取締役の3名(梶原浩規氏、吉川博志氏、片山卓朗氏)が個人的に署名捺印しているものです。

これは、交渉の相手方(M&A対象会社)と一方で交渉しながら、その相手方を裏切るようにその相手方の役員に要請しているものであり、不適切に「取引先の事業の譲受けを実行ないし企図」しながら、「当該対象会社の従業員・役員に働きかけて引抜き・招聘を行った」ことに他ならず、そのM&A対象会社から損害賠償請求されてもおかしくない事象です。

このように、当社は事実に基づいて主張しておりますため、上記の3名の取締役に対する名誉毀損は、およそ成立し得ないと考えます。

## 2. 株主提案における NCHD グループの運営の基本的な考え方について

当社は、本年6月4日に「「TCS グループ及び株主提案について～NCHD グループのさらなる発展に向けて～」及び「株主提案における NCHD グループの運営の基本的な考え方」に関するお知らせ」を当社ホームページに公表いたしました。当社が株主提案をするに至った経緯、その内容、目的、さらには今後の方向性について、本資料にまとめております。

株主の皆様におかれましては、本資料も合わせてご高覧いただき、ご理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上